

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

芝山町長 麻生 孝之

市町村名 (市町村コード)	芝山町 (124095)	
地域名 (地域内農業集落名)	新井田・新井田新田 (新井田・新井田新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月12日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・担い手も65歳以上の農業者が6割以上を占めており、今後は高齢化による離農者の増加が懸念され、後継者もおらず、耕作放棄地となる恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内での担い手を優先的に検討するが、地区内に限らず地区外の農業者とも連携することで、担い手の耕作する農地集約化や担い手となる青年層のつながりをつくるなど農業に取り組みしやすい環境づくりを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	123.8	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	111.6	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha	

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者等の地域内の農業を担う方が引き続き集落の農地を担っていくほか、地区外からの多様な担い手を受入れ、農用地の集積・集約化を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業経営の安定と農村環境保全のため、担い手への農地集約化を目指し、農地中間管理機構を活用して集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地の大区画化、汎用化、用水のパイプライン化等の基盤整備は検討はしていく。また、必要に応じて農地耕作条件改善事業等を活用し、暗渠排水等の整備も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域外からの兼業農業者などの多様な経営体の定着に向けて、就農に関するサポートや生産する農地の紹介等を行政及び関係機関と連携しながら取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

・町と連携し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。
 ・農機具等の農業経営に係るコストが増加しているので助成対象の範囲や、助成金額の拡大を町、県、国へ要望していく。
 ・病虫害の被害及び温暖化により高温障害が年々拡大しているため、町、県、国への助成要望も含め、対策を関係機関とともに検討していく。